

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十号

令和三年四月二十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達丸君

理事 睦元 将吾君

理事 石川 昭政君

理事 神山 佐市君

理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君

理事 武部 新君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 星野 剛士君

理事 宗清 皇一君

理事 逢坂 誠二君

理事 菅 直人君

理事 宮川 伸君

理事 高木美智代君

理事 美延 映夫君

理事 石崎 徹君

左藤ゆかり君

武藤 容治君

青木 武志君

中野 洋昌君

穴見 陽一君

上野 宏史君

神田 裕君

小林 鷹之君

鈴木 淳司君

辻 清人君

西村 明宏君

穂坂 泰君

三原 朝彦君

八木 哲也君

落合 貴之君

松平 浩一君

山崎 誠君

笠井 亮君

浅野 哲君

梶山 弘志君

宗清 皇一君

佐藤 暁君

嶋山陽二郎君

矢作 友良君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 安居 徹君

政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 佐藤 悦緒君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 茂木 正君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (特許庁長官) 糟谷 敏秀君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 市村 知也君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 宮岡 宏信君

政府参考人 (經濟産業委員会専門員) 宮岡 宏信君

四月二十七日

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)の適正化を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関の一の三 荒中)(第一二二号)

同月二十六日

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の改善を求める意見書(兵庫県議会)(第一八七九号)

営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店

及びその取引先への財政支援を求める意見書(札幌市議会)(第一八八〇号)

エネルギー基本計画画直しに関する意見書(福岡県議会)(第一八八一号)

井県敦賀市議会(第一八八二号)

経済対策の更なる充実等を求める意見書(宮崎県議会)(第一八八三号)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援の拡充等を求める意見書(新潟県議会)(第一八八四号)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書(岐阜県下呂市議会)(第一八八五号)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業等への支援を求める意見書(鳥取県議会)(第一八八六号)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援拡充を求める意見書(島根県大田市議会)(第一八八七号)

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書(福岡県飯塚市議会)(第一八八八号)

中小事業者への経営支援の強化を求める意見書(兵庫県議会)(第一八八九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官嶋山陽二郎君、經濟産業省大臣官房審議官矢作友良君、經濟産業省大臣官房審議官安居徹君、經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁省エネルギー部部長松山泰浩君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長金子修一君、特許庁長官官房審議官飯田健太君、原子力規制庁長官官房審議官市村知也君及び原子力規制庁原子力規制部長市村知也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員 おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

冒頭、新型コロナウイルスのインド変異株についてコメントさせていただきたいと思います。

インドで今猛威を振るっている変異株でありませんが、この変異株が日本にも入ってきているのではないかと、そして、空港検疫で幾つか見つかっていますが、国内でも一例入っているのではないかと、私はいま、しっかりとこれを抑えたいと、またイギリスの変異株と同じように第五波の要因になるかもしれない、また経済に大きなダメージを与え

經濟産業大臣 梶山 弘志君  
經濟産業大臣政務官 宗清 皇一君  
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 佐藤 暁君  
政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 嶋山陽二郎君  
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君

それから、コロナの影響が長期化する中で、小企業の資金繰りD1でございますけれども、コロナ前と比較すると、業種によつては依然厳しい状況にはございます。二〇二〇年四月―六月期のマイナズ四八・三、これが底であったわけでございますけれども、今年の一―三ヶ月で見ますと二〇・六と、改善傾向にはございます。

他方で、事業者の業績は、業種や個別企業ごとにかなり様々でございます。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、日本商工会議所の三月の調査ですと、例えば半導体関連ですとか家庭向けの飲食料品関連ですとか、好調であるというところでございます。また、東京商工リサーチの調査ですと、三月ですけれども、約三割の中小企業が、コロナ禍前の二〇一九年と比べて、売上げが増加しているというお話もございまして。

様々でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、企業の不安感を払拭するためにも、当面の資金繰りの万全を期すために、梶山大臣、麻生大臣らとともに、政府系、民間金融機関などに対して、据置期間などが到来する既往債務のリスクについて長期の延長を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことなどを累次にわたつて要請しているところでございます。

○美延委員 そこはしっかりとやらせてもらいたいと思うんですけれども、結論から言つて、融資ではなくて持続化給付金のような直接助成ができる、手元資金が少ない中小零細企業の不安を払拭するような支援の必要性が、私はやはり、この事態になつたらあると思うんですけれども、梶山大臣、どうお考えか。

○梶山国務大臣 持続化給付金は、昨年の状況の中で、使途を限定しないという形で全国対象に、また全企業対象にしたものでありますけれども、今回の蔓延防止対策等はやはり地域が限定をされているということもあり、その中ででき得る限りの対策は立てていかなければならないと思っております。

ただ、今業況が悪い観光業であるとか、また飲食業、そういったところの融資も五年の据置期間があつたんですけれども、できるだけ早く返したいということ、一年以内での設定というものが非常に多いということも聞いております。こういったものの条件変更について柔軟に行うこと、さらにはまた、中小企業といえども、資本性の資金の融資であるとか、そういったものも含めて考えてまいりたいと思ひますし、でき得る限りの対策、私どもでも考えてまいりたいと思つております。

○美延委員 是非、大臣、よろしくお願ひいたします。これに関しては、また改めて質問をさせていただきます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。  
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願ひいたします。  
本日は、二十五分間お時間をいただいておりますので、先日、政府の方で発表されました、二〇三〇年に向けた温室効果ガスの削減目標、四六％という数字について質問をさせていただきたいと思つております。

まず、大臣にお伺ひをしたいと思います。先日、総理の方が気候変動サミットの中でも発言をされましたけれども、二〇三〇年までに二〇一三年度比マイナズ四六％という目標を目指す、さらには、五〇％という高みを目指して努力をするという趣旨の御発言をされましたが、この発言、当然、対外的に総理が発言されたもので、政府としてもオーソライズされたものというふうな理解をしておりますが、それでよいかどうかというところをまず確認させていただきます。

○梶山国務大臣 先週、地球温暖化対策本部、また気候変動サミットにおいて、菅総理は、二〇五〇年目標と整合的かつ野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することを目指す、さらに、五〇％の高みに

向けて挑戦を続けていくことを表明いたしました。  
今後、この総理の発言に沿つて検討を進め、パリ協定に基づく二〇三〇年の削減目標として国連に提出すべく、政府としての正式な決定を別途行うことになります。

経済と環境の好循環を生み出し、二〇三〇年の野心的な目標に向けて力強く成長していくために、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しや、投資を促すための刺激策など、集中的に議論を行い、結論を出してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
今、世の中のにも、この新たな二〇三〇年目標が設定されたということは大変に大きな注目を集めております。特に産業現場からは、その実現可能性について、ある種の懸念、不安と、それによる産業変革への期待、こういったものが入り交じつた感情が今現場にはあるというふうな理解をしております。

今大臣の答弁にもありましたように、今回、一つ、第一印象として思ひますのは、ともすると、政治主導的な、政治判断的な要素が大変強く見受けられるところであります。  
ただ一方で、産業現場からは、今申し上げたような懸念や不安もありますので、その不安を払拭するための質問をこれからさせていただきたいというふうな思ひます。

まず、この四六％という目標なんです、いつ、どのような会議で決定されたものなのか、決定に至るプロセスについて少し詳細に御紹介をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。  
○矢作政府参考人 お答えいたします。  
二〇三〇年に向けては、これまで、地球温暖化対策計画の見直しに向けました中央環境審議会それから産業構造審議会の合同会合、それからエネルギー基本計画の見直しに向けました総合資源エネルギー調査会等におきまして、二〇五〇年カーボンニュートラル目標に向けた議論が進め

られていくところでございます。  
例えば、環境省と合同で開催している、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策、あるいは、農林水産分野それから廃棄物分野等における地球温暖化対策の取組、それから、代替フロン等四ガスの削減対策、こういった論点について検討を逐次重ねていくところでございます。

また、総合資源エネルギー調査会におきましては、例えば二〇三〇年の省エネ量の見直しにつきまして、従来の五千三百万キロワット、こういった見直しから、五千八百万キロワットへの深掘りを見込んで、更なるその深掘りを検討する。あるいは、再生エネルギーの拡大につきましても、環境アセスの要件緩和などの政策強化、こういったものも含めまして、約二千九百億キロワットアワー、電源構成にしますと三割前後程度、こういったものを数字として示す、その上で、更なる政策対応によつてどの程度の導入拡大が見込めるか、こういった議論を重ねてございまして。

それから、原子力につきましても、国民の信頼回復に努めて安全最優先の再稼働を進める、あるいは石炭火力につきましても、安定供給確保を大前提に、できるだけ電源構成の比率を引き下げていく、こういった詳細な議論を重ねていくところでございます。

こういった議論の積み重ねを踏まえまして、二〇五〇年カーボンニュートラルに整合させるよう、野心的な目標として、四月二十二日の地球温暖化対策推進本部におきまして総理より表明されたというふうな考えでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
今、幾つか会議体を紹介していただきました。中央環境審議会、産業構造審議会、そして総合資源エネルギー調査会等での検討をしてきたということですが、私の手元には、先日、三月三十一日に行われた第一回気候変動対策推進のため

の有識者会議の際に配られた資料がございます。  
これは事務局資料なのですが、この中を見ますと、今おっしゃっていたようなそれぞれの会議の名称が書かれているのですが、よく事務局から話を聞いてみますと、今答弁の中にもあったように、例えば環境アセスについては中央環境審議会、そして総合資源エネルギー調査会ではまた別のテーマで検討が重ねられているのだとか、本日に会議ごとに取り扱うテーマがばらばらで、どこで何を議論しているのが産業界からすると非常に分かりづらいし見えづらい、こういう課題があります。

これから九年後の話、二〇三〇年というのは九年後の話ですので、産業界と足並みをそろえて、心を合わせて取り組んでいくためには、政府で今何が議論されていて、どういう方向性なのかという情報公開という部分には、より一層気を遣っていただきたいと思うんです。

例えば、内閣官房ですとか経済産業省、環境省のホームページからそれぞれの調査会や審議会のホームページに入り、議事録をチェックすることはできますが、これを是非一か所にまとめていただくなり、そういった対策をこれから取っていただけないものか、そういう声をいただいているんですが、いかがでしょうか。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

政府のこれまでの議論につきましては、御指摘いただきましたように、各省のホームページでそれぞれの審議会の資料等を公表しているところがございます。

ただ、御指摘のありましたような、どのような分かりやすいやり方があるか、しっかりと検討していきたいと思っております。

○浅野委員 是非お願いいたします。

これはすごく細かな話なのですが、国民あるいは産業界から見たら、知るすべはそこしかほぼないわけですね。ですから、情報公開をしっかりと行っていたらいいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、これまで

は、二〇三〇年時点での温室効果ガス削減目標の数値は、二〇一三年度比マイナス二六％という数字でありました。これを策定したときに、どういう根拠に基づいてマイナス二六％となったのか、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

昨年三月に提出いたしました現行の我が国のNDC、これの中では、二〇一五年に策定した約束草案の、二〇三〇年度に温室効果ガス排出量を二〇一三年度比二六％削減する。この目標を確実に達成する、その上で、この水準にとどまることなく、削減努力を追求していくというふうに記載しております。

この二六％削減という水準は、二〇三〇年度目標として、現行のエネルギーミックスと整合的に、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏づけのある数字として示したものでございます。

具体的に申し上げますと、二〇三〇年度のエネルギーミックスにおきましては、再生可能エネルギーの電源比率は二二から二四％、あるいは原子力発電は二〇％から二二％とされている等々、その内訳が現行のエネルギーミックスで記載してございます。これによりまして、エネルギー起源の二酸化炭素排出量は、二〇一三年度比で二五％削減できると見込んでございます。

このほかの非エネルギー起源の数値等々も、そこに記載しているという状況になってございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日お配りしております資料の三を御覧いただきたいんですが、こちらには、部門別のCO<sub>2</sub>排出量の現状と目標ということで、二〇一三年度の実績と二〇一九年度の実績、そして、これまでのNDC、二〇三〇年時点でのマイナス二六％を達成した場合のCO<sub>2</sub>排出量が部門別に掲載されてございます。

今答弁いただきましたように、マイナス二六％によって達成する目標のときには、かなりの裏づけ

けをして、積み上げ型といえるでしょうか、実現可能性が十分にあるというものであります。

ただ、今回の二〇三〇年の新たな目標は、そうではない。先ほど大臣からも答弁いただきましたように、かなり、積み上げというよりは、政治主導でまず目標を決めて、そこからどうたどり着くかはこれから考えるんだ、そういうような話でありまして、積み上げ型から、まず目標を設定してバックキャストで実現方法を探るといいうり方に大きく政府の目標設定の在り方が変わったものというふうに理解をしております。

次の質問に移りますが、じゃ、マイナス四六％という数字が一体どこから浮かび上がってきたのかというところについて、まず答弁をいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 先ほど申し上げましたのは手続の話ということでありまして、国連への提出については、政府としての正式な決定を別途行う必要があるということでありまして、

ですから、あとは、本来ですと、NDCというのはCOP26までに出すものということでありまして、アメリカまたEU等が先行して出していくような方針もありました。ただ、それに対しては、私も積み上げをしてきたということでありまして、産業界との対話というものは、私どもの、経産省で続いているところでありまして、

二〇三〇年に向けては、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年のカーボンニュートラル目標を踏まえて議論が進んでいるということ、先ほど矢野審議官からも説明があったかと思えますけれども、例えば、従来の省エネ量の見直しを五千三百万キロワットから五千八百万キロワットに深掘りをしていく、そして、再エネの拡大に向けても具体的な数値を可能性として上げております。これが、削減率、どういった形でおこなうかということも説明をしております。また、原子力の活用ということ、火力発電の

フェードアウトということ、そういったものも含めて、あとは、私どもの担当外ですけれども、非エネルギー分野、先ほど委員から提出された資料にもありますけれども、非エネルギー分野がどのくらい可能かということも含めて総理が判断をされたということでありまして、私どもとしては積み上げはしてきているということ、更にまたそれを精緻なものにしていく、正式なものとして国連に提出をするということになります。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

経済産業省の中では、今大臣がおっしゃられたように、かなり、各分野ごとにとどめて減らせるかということを検討してきて、積み上げをしてきた。ただ、今回、総理が決断をされた四六という数字自体はその積み上げられる量を超えているという理解を私にはしているんですけれども、なかなか、今の御説明を聞いても、じゃ、そもそも何で四六なのかというところについては答えが見出せていない状況であります。

少し、私もいろいろ話を伺いまして、御紹介させていただきますと、二〇一八年に、IPCC、気候変動に関する政府間パネルが作成した一・五度特別報告書というのがございます。この中には、気候変動に関する国連枠組み条約に加盟する全ての国が二〇三〇年までにCO<sub>2</sub>排出量を四五％減らせば、そして二〇五〇年までに正味ゼロを達成できれば、この地球温暖化を一・五度に抑えることは不可能ではないというような趣旨の記載をしているんです。この一・五度特別報告書の中で、まず、この中で二〇三〇年でマイナス四五％という数字が出てきたわけですね。

さらに、日本の場合なんです、今のは世界共通でこういう目標はどうですかという提案がされたという話なんです、日本国内では、二〇一三年度の実績排出量は十四億八百万トンでありました。これを二〇五〇年にゼロにするといったときに、二〇一三年の十四億八百万トンから二〇五〇年のゼロということに、一直線、直線を引くんですね。それで、じゃ、二〇三〇年段階でどの程度

の量かというのを算術的に出しますと、大体七・五億トン、ちょうどマイナス四五％になるそうなんです。ですから、国際的にこういう目標はどうですかというふうに提案をされた四五％という数字と、もし日本が二〇一三年から五〇年まで直線的に二酸化炭素を減らした場合には、ちょうど二〇三〇年段階では四五％ぐらい減るということになるというところで、ある程度整合が取れるわけです。ですから、私は、四五％という数値自体には、余り、とつびな点といいますが、ある程度これまでの議論や国際的な提案の中からも予想ができた水準ではないかと思うんですが、ここからは、じゃ、なぜ四五％じゃなくて四六なんだというところが今気になってるところでありまして、政治判断のさじ加減の範疇だという話なのか、あるいはそこ日本政府としての何らかの意図があるのかということでありまして、これに関して、なかなか答えにくいのもかもしれませんが、もし答弁できましたらお願いいたします。

○矢野政府参考人 お答えいたします。 どうやって総理の御表明された数値に至ったかという点につきましては、先ほど来答弁させていただいてまいりますが、いろいろな議論を積み重ねた上で総理が御決断されたということだと思っております。

一方、今お話のあった、IPCCのお話、これは幾つかのベースが、例えば、IPCCの議論というのは、温暖化ガス全体ではなくて、二酸化炭素、その部分についての分析であったり、議論に幅がある。例えば、二〇三〇年まで、二〇一〇年水準から、例えば四〇％から六〇％、こういった幅を持って減少した場合、地球温暖化を一・五度に抑えられるという可能性が高い、こういった議論の展開になってございます。

したがって、結果からいって、この四六％という水準、これはそのIPCCの報告書と見比べましても、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指す上で整合的という、その言える材料にはなるだろうというふうには考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。 ですから、今日の議論の、これまでの議論の中で、四五か四六かというところはあるんですけども、おおよそ四五％前後というのが二〇三〇年段階で目指すべき水準だということは、ある一定の妥当性はあると思うんです。問題は、これからそれを実現できるかどうかです。その計画の具体化作業というのが大変重要になってくると思っております。

先ほど大臣も、COP26に向けてというふうな御発言もありましたけれども、これからどのような日程感、スケジュール感でこの具体化が進んでいくのか、教えていただきたいと思っております。 ○矢野政府参考人 お答えいたします。 経済産業省といたしましては、総理の御発言を受けまして、これから、御指摘の目標達成に向けて具体的な方策、計画、これにつきまして、エネルギー基本計画の議論、あるいは地球温暖化対策計画の見直しの中で検討を進めていきたいというふうな思っております。

具体的には、現在進められているエネルギー基本計画の見直しの中で、SプラススリーEのバランスを取ることを大前提に議論を進めていきたいと思っておりますけれども、それから、地球温暖化対策計画、この見直しに向けては、これは経済産業省だけじゃなくて、各省庁含めまして、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合について集中的に議論を進めたいと思っております。

特に、エネルギー基本計画の見直しにつきましては、総合資源エネルギー調査会、この基本政策分科会、これは本日これから開催する、このエネルギー基本計画の見直しだけでも十一回目になるというところでございますけれども、こういったことも含めて、今後も議論を加速してやっていきたい。 タイミングにつきましては、今決まっているものがあるわけではございませんけれども、今後も六月のG7サミット、あるいは十一月のCOP26、

こういった一連の国際会議が予定されている中で、今言ったように議論を集中して、加速化して進めていきたい、このように考えてございます。 ○浅野委員 ありがとうございます。是非、計画、具体化されましたら、その都度、先ほど申し上げた分りやすい方法で、国民に対しても、産業界場に対しても、周知をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。 残りの時間は、少しテーマを変えまして、水素の話に移りたいと思っております。

これからカーボンニュートラル社会を目指すに当たっては、燃料の大規模な転換というのが必要になってまいります。今、これまでもそうでしたが、注目されているのは水素。私自身は、今、水素以外にも合成燃料やメタン、メタノール、そしてアンモニア、こういったものが次世代の燃料として活用できるんじゃないかと議論が進んでおりますが、いずれの次世代燃料も、原料としては水素をベースに、触媒で反応させて、メタンやメタノールやその他の物質に変換する。ですから、水素というのは非常に基本的な物質でありまして、これをいかに確保できるかというのが安全保障上も大変重要になってくるというふうに思います。

通告していた順番を少し入れ替えさせていただきました。水素の製造方法として今少し注目が集まっているのは、HTTR、高温ガスの活用による水素製造であります。 今日資料の最終ページに関連記事を掲載させていただいておりますが、赤線が引いてあるところを御覧いただきたいと思っております。HTTRによる大量、安価に水素を供給できる可能性があるということ、そして、五〇年に天然ガス並みの価格を実現することを目指して、今研究が進められているということでもあります。

この高温ガス炉を使った水素製造というのが今どこまで進んでいるのか、そして、今後コストの面でどの程度の競争力を持ち得るのか、最新の状況を教えていただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。 水素を社会実装していくためには、大規模かつ安価に水素を製造、供給することが重要だと考えておりまして、その中で、高温ガス炉というのは、通常の原子力の軽水炉と異なりまして、冷却材にヘリウムを使うということで非常に安全であるとともに、七百度、八百度といった非常に高温になり、その高温の熱を利用した水素製造ということで今注目を浴びているところでございます。大量かつ安価なカーボンフリー水素製造の可能性があると、いふふうには我々も認識しているところでございます。

日本の中では、委員御指摘のように、JAEAが高温工学試験研究炉、いわゆるHTTRということを保育してございます。高温ガスの分野では、世界の中でも先駆けてこの研究開発を進めてきているところでございまして、まさにその施設を活用した形で水素製造の技術開発ができないかということの検討に今着手したところでございまして。

二〇三〇年までに大量かつ安価なカーボンフリー製造に必要な要素技術の開発を目指す、開発を支援していくということについて、昨年末に公表しましたグリーン成長戦略においてもこの実行計画を示したところでございます。 水素製造については、コストがやはり大変重要になってまいります。お示しいただきましたように、ノルマル立米十二円ということをJAEAの方でも、これは水素製造に加えて発電とか熱供給も併用することが前提になるわけでございまして、いわゆる天然ガス価格並みにするという試算も示されてございます。

実用化に向けては製造コストの低減も重要な課題でございまして、この試算も念頭に置きながら、高温ガス炉を用いた水素製造技術の開発を支援していきたいというふうな考えでございます。 ○浅野委員 水素の国内製造というところに関しては、ほかにもいろいろな手段がありますが、是非、経済産業省としても、二〇三〇年に向けて強

力に支援をいただきたいと思ひます。

あと、最後になりますが、エネ庁が作成した二〇三〇年に向けたエネルギー政策の在り方という資料が最近出ました。これの二百八十八ページを見ますと、今、水素のこれからの供給の在り方として、一つは再エネなどを国内での製造として、一つは海外からの大規模輸入という二つのアプローチが提言されているんですけども、これは是非、国内製造が大変重要だと思ひますし、優先順位も高いと思ひますので、その姿勢を明示していただいて、国内製造に対する産業界の投資促進というの是非を進めていただくことをお願い申し上げます。

○梶山国務大臣 海外から大部分を輸入している化石燃料に代わって今度は水素を輸入するということでは、日本の将来というのはいよいよ暗いものになってしまふ。やはり国内製造というものを考えた上で、コストをいかに低減できるかということとを、技術開発も含めて、全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山経済産業大臣。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

(本号末尾に掲載)

○梶山国務大臣 御説明に先立ちまして、法案の条文に四か所、条文以外の参考資料に二十か所の誤りが判明したことにつきましては、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、

誠に申し訳なく、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。今後このようなことがないようしっかりと対応してまいります。

ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれておられる事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行っていく必要があります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く中こそ、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築など、山積する課題に対し必要な取組を進めることで、我が国産業界の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急速に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模事業者の持続的な発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、産業競争力強化法の一部改正等です。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除

などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができるとの特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正等です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。M&Aに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、M&A後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。あわせて、中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対し、金融支援等

を措置します。あわせて、フリーランスに見られる取引を始め、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等の措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○富田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○富田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、来る五月十二日水曜日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る五月七日金曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

正午散會

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

法律

(産業競争力強化法の一部改正)

第一条 産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号の一部を次のように改正する。  
目次中〔第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六条―第十四条)〕を  
第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進(第五條の二―第十四條)  
第二節 新技術等効果評価委員会(第十四條の六)